

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部スポーツ振興課
委 託 業 務 番 号	令和2年度 長ス振第18号
委 託 業 務 名 称	エンジョイスports・イン・長浜2020事業委託
委 託 業 務 場 所	長浜ドームを含む市内体育施設(開催種目により市外も可とする)
業 務 の 概 要	幼児から高齢者まで幅広い世代の市民が、生涯にわたりスポーツに取り組み、それぞれの興味、関心や目的に応じた多様なスポーツ活動ができるようにエンジョイスports・イン・長浜2020事業を実施するもの
履 行 期 間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日
契 約 年 月 日	令和2年4月1日
契 約 額 ( 税 込 )	1,270,000円
契 約 の 相 手 方	[所在地又は住所] 長浜市宮司町1203番地 [商号又は名称] エンジョイスports・イン・長浜実行委員会 代表 長谷 武二
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	エンジョイスports・イン・長浜実行委員会は、長浜市スポーツ協会に所属するスポーツ団体で組織された実行委員会であり、競技や種目ごとにスポーツ大会開催のノウハウを有し、参加者の興味、関心や目的に応じた多様なスポーツ活動を実施することができるため、他に代替性の無い組織であることから、同実行委員会と随意契約する。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>